

市民意見の募集結果

小田原市民ホール条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市民ホール条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の素案
政策等の案の公表の日	令和3年1月15日（金）
意見提出期間	令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	-
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	-
C	今後の検討のために参考とするもの	-
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 施設の使用許可の申請に対する処分の審査基準及び入館制限に係る不利益処分の処分基準に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「指定暴力団等」の定義について伺う。	D	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを指します。
2	施設の使用許可申請時、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団であるかの判断はどのようにするのか。	D	施設利用者登録時の登録名や実際の使用状況などから総合的に判断するものと考えます。
3	指定暴力団等その団体の構成員が個人的に使用する場合は問題ないのか。	D	使用の目的や実際の使用状況などから総合的に判断するものと考えます。
4	市議会議員等が政治活動の報告や選挙の立候補表明等を行う行為は、各種要求大会、決起大会等で闘争のおそれがあると認められるときに該当するのか。	D	原則、該当しないと考えますが、実際の使用状況などから総合的に判断してまいります。

4 提出意見と関係なく変更した点

〈使用許可の順序及び方法〉

(1) 次の期間に申請があった場合は、協議又は抽選とします。

① 大ホール（本番使用）、小ホール及び楽屋、スタジオ、展示室並びにギャラリー回廊
使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日からその月の10日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで（協議を行い、協議が整わない場合には抽選）

② 練習室 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日からその月の20日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで（抽選）

(2) 前項各号の申請期間に係る月の末日までの期間は、協議又は抽選のための期間とします。

(3) 次の期間に申請があった場合は、先着順とします。

①大ホール（本番使用）、小ホール及び楽屋、スタジオ、展示室並びにギャラリー回廊

使用しようとする日の属する月の11月前の月の初日から使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで

② 大ホール（練習使用） 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から使用しようとする日の7日前の日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで

③ 練習室 使用しようとする日の属する月の5月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで